

保護者の皆様へ

2026年度版

約**33%**
割引*

子ども総合保障制度ご案内

[こども総合保険]

小学校 新入生用

本制度は、このパンフレット
を受け取った方*がご加入
いただけます。

※横浜市PTA連絡協議会に加盟する学校に
通うすべての児童・生徒

ネットで
悪口を書かれた!

自転車で
他人にケガを
させた!

自宅で
学校貸与端末を
誤って破損した!

部活で
ケガをした!

お子さまの生活を
24時間補償します。

神奈川県自転車条例対応 [個人賠償]

オンラインの
お申込みは
こちらから



注意

加入依頼書受領後に「**受領ハガキ**」を送付しますのでご確認ください。
オンライン申込みの場合は、「ご加入手続き完了のご連絡」メールが「受領ハガキ」の代わりとなります。

申込締切日 (締切日消印有効)		掛金口座振替日	
第一次 締切日	2026年 3月31日 (火)	2026年 5月27日 (水)	加入者証 到着予定 5月中旬頃
第二次 締切日	2026年 4月20日 (月)	2026年 6月29日 (月)	加入者証 到着予定 6月中旬頃

※オンライン申込みの締切日等は、別紙をご確認ください。

*割引率について：このパンフレットで案内している保険商品の算出基準である保険料（加入者数20名未満の団体における保険料）に対しての割合を示します。適用される割引率は前年度の加入者数等に応じて決定します。

こんな時、役立ちます！

動画でわかる補償内容はこちら！



横浜市PTA連絡協議会

① 個人賠償責任補償

示談交渉サービス付き

ご家族全員が対象

自転車事故で**お子さまが加害者**になってしまった場合や、
誤って**他人のものを壊して**しまった、**他人にケガをさせて**しまった場合の**損害賠償**を補償します。

自転車事故で
相手に大ケガを
させてしまった…



自宅学習中に
学校貸与端末を
誤って落とし破損した



小学5年男子児童の自転車衝突で母親に約9,520万円の賠償命令（神戸地裁判決）

③ 育英費用補償

お父さんが**交通事故で重度の後遺障害を負ってしまった…**

扶養者が万が一の事故で死亡や重度の後遺障害を負った際に、育英費用補償（一時金）全額をお支払いします。

1



2



重度の後遺障害が
残ります…

3



10数年後

卒業式

④ 傷害(ケガ)補償

学校生活だけでなく、塾や習い事など、
学校が休みの日も含めて24時間補償します。



※医療費助成などによる、
自己負担の有無に関わ
らず、お支払いの対象と
なります。

捻挫で
3日間通院した

⑪ 病気の補償

お子さまが**病気**で、
入院された場合でも補償します。



※医療費助成などによる、
自己負担の有無に関わ
らず、お支払いの対象と
なります。

盲腸で
10日間入院した

② トラブル被害対応補償

いじめ、SNS上での誹謗中傷、ストーカーなどの**被害を受けた際**、
弁護士・臨床心理士への相談費用や、解決のための対策費用を補償します。



学校で嫌がらせに遭い、カウンセリング
を受け、弁護士へ解決方法を相談した。



SNSでの悪口の書き込みを
削除させるため、弁護士に依頼した。



つきまとい被害に遭い、
警察に相談し防犯対策をした。

プランによって補償項目が異なります。詳しくはプラン表をご確認ください。

■「1年プラン」と「6年一括プラン」のご説明

小学校ご卒業まで1年ごとに自動更新の「1年プラン」と、小学校6年間を補償する「6年一括プラン」をご用意しております。

1年プラン (ST1・AT1・BT1・CT1)	補償期間(保険期間)：〈第一次締切〉2026年4月1日 午前0時 から 2027年4月1日 午後4時 まで 〈第二次締切〉2026年4月21日 午前0時 から 2027年4月1日 午後4時 まで
	更新について：ご卒業まで1年ごとの自動更新です。(毎年のお申込は不要です) 本制度は1年ごとの自動更新となります。加入者数の増減や保険金支払実績等に応じて割引率が変わる場合や、補償制度の充実のために団体契約者と引受保険会社の合意により新たな補償内容に変更がございす。これらの変更により補償金額(保険金額)・掛金(保険料)が変わる場合がございす。変更後の補償金額(保険金額)・掛金(保険料)は更新案内にてご案内いたします。変更後の補償内容で継続を希望されないお客さまはご連絡頂けますようお願いいたします。ご連絡がない場合、加入時の自動更新の意思に基づき契約は変更後の内容で自動的に更新されます。
6年一括プラン (ST6・AT6・BT6・CT6)	補償期間(保険期間)：〈第一次締切〉2026年4月1日 午前0時 から 2032年4月1日 午後4時 まで 〈第二次締切〉2026年4月21日 午前0時 から 2032年4月1日 午後4時 まで

適用している割引率 約33%		\\ オススメ / 月額換算 約1,754円		全プラン自転車事故にも対応!	
プラン名		ST1プラン	AT1プラン	BT1プラン	CT1プラン
1年プランの掛金【一時払】		21,040円	16,920円	11,050円	6,610円
プラン名		ST6プラン	AT6プラン	BT6プラン	CT6プラン
6年一括プランの掛金【一時払】		93,470円	75,200円	49,090円	29,340円
④ 傷害(ケガ)補償	① 個人賠償責任 (1事故あたり支払限度額)	国内 無制限 国外 3億円	国内・国外 2億円	国内・国外 1.5億円	国内・国外 1億円
	② トラブル被害対応補償 (保険年度あたり支払限度額)	300万円	300万円	300万円	300万円
	③ 育英費用(一時金) ★	200万円	200万円	100万円	50万円
	死亡保険金 ★	50万円	50万円	50万円	50万円
	④ 後遺障害保険金 ★ (障害の程度によって)	死亡保険金の4~100%	死亡保険金の4~100%	死亡保険金の4~100%	死亡保険金の4~100%
	後遺障害追加支払保険金 ★ (障害の程度によって)	死亡保険金の36~900%	死亡保険金の28~700%	死亡保険金の20~500%	死亡保険金の12~300%
	入院保険金 日額(180日限度) ★	5,000円	5,000円	3,600円	1,700円
	手術保険金 (1事故あたり1回) 手術の際の入院の有無によって 上記の入院保険金(日額)の	入院中 10倍/入院中以外 5倍	入院中 10倍/入院中以外 5倍	入院中 10倍/入院中以外 5倍	入院中 10倍/入院中以外 5倍
	通院保険金 日額(90日限度) ★	3,000円	3,000円	2,200円	1,100円
	⑤ 特定感染症補償【補償範囲を拡大する特約】	○	○	○	○
	⑥ 熱中症補償【補償範囲を拡大する特約】	○	○	○	○
⑪ 病気の補償	⑦ 地震・噴火・津波補償 【補償範囲を拡大する特約】	○	○	○	○
	⑧ 傷害医療費用 (1事故あたり支払限度額) ★	50万円	50万円	—	—
	⑨ 携行品損害補償 (保険年度あたり支払限度額) (自己負担額3,000円)	10万円	10万円	—	—
	⑩ 被害事故補償 (1事故あたり支払限度額)	1,000万円	—	—	—
	疾病入院医療保険金 日額(1泊2日以上入院)(60日限度)	5,000円	—	—	—
	疾病手術医療保険金 手術の際の入院の有無によって 疾病入院医療保険金(日額)の	入院中 10倍/入院中以外 5倍	—	—	—
	疾病入院療養一時金 60日以上入院が必要と診断された場合	10万円	—	—	—

主な補償内容のご案内

※補償内容の詳細は、「補償概要」をご確認ください。

1 個人賠償責任補償

示談交渉サービス付き(国内のみ)

お子さまやそのご家族があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。受託品賠償は時価額を限度に補償します。

※授業および部活動などの学校管理下における活動中やスポーツをしている間は、法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、補償の対象とならないことがあります。また自動車使用中(運転、ドアの開け閉め等を含みます。)やバイク運転中の事故は補償の対象となりません。

※ご家族の対象範囲の詳細は補償概要でご確認ください。

2 トラブル被害対応補償

お子さまがいじめ、SNS上での誹謗中傷やストーカーなどの被害(※1)を受けて届出・相談等(※2)を行った場合に初期対策費用、カウンセリング費用、法律相談費用、弁護士費用等、訴訟関連費用を補償します。対象となる被害の内容、各費用の支払条件や支払限度額等はこども総合保険の補償概要をご確認ください。

(※1)初年度契約で、「いじめ」・「名誉き損またはプライバシーの侵害」・「ストーカー被害」については、届出・相談日が補償期間の開始日を含めて90日以内であるときは補償の対象となりません。

(※2)弁護士等への法律相談の申込・委任、警察への届出・告訴状の提出、いじめに関する臨床心理士・公認心理師への相談をいいます。

3 育英費用補償

扶養者の方がケガをし、事故の日から180日以内に死亡または重度の後遺障害を負った場合に補償します。

4 傷害(ケガ)補償

授業中の事故・交通事故・レジャー中の事故など、さまざまな事故によりお子さまがケガをした場合に補償します。補償される項目については、プラン表でご確認ください。

※急激・偶然・外来の事故によるケガに該当しない疲労骨折などは補償の対象になりません。詳しくは「用語のご説明」でご確認ください。

5 特定感染症補償

お子さまが補償期間中に法令で定める特定感染症(一類～三類感染症)(注)を発病した場合に補償します。補償される項目については、こども総合保険の補償概要でご確認ください。

※初年度契約の場合、補償期間の開始日から10日以内に発病した特定感染症は補償の対象になりません。

(注)「特定感染症」の詳細は用語のご説明をご確認ください。

6 熱中症補償

お子さまが日射または熱射によって熱中症を発病した場合に補償します。

※補償される項目については、こども総合保険の補償概要でご確認ください。

7 地震・噴火・津波補償

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によってケガなどをした場合に補償します。

※補償される項目については、プラン表補償名の横に★マークの付いている項目になります。

8 傷害医療費用補償(ケガの治療費用補償)

お子さまがケガをして医師の治療を受けた場合に、実際に負担した治療費用、医師の指示による差額ベッド代や入退院時の交通費などを補償します。

9 携行品損害補償

お子さまが携行している身の回り品に、破損・盗難・火災などの偶然な事故による損害が生じた場合、その損害額(修理費または時価額のいずれか低い金額)を補償します。(1つ10万円が限度、乗車券・通貨などは合計で5万円が限度)

※自転車など一部補償対象外の物があります。

10 被害事故補償

お子さまが犯罪行為またはひき逃げ事故の被害者となり、死亡または所定の後遺障害が生じた場合に補償します。

11 疾病入院医療保険金

お子さまが補償期間中に病気を発病し治療を受けた場合に、次の保険金をお支払いします。

疾病入院医療保険金…1泊2日以上入院した場合に、入院日数に応じてお支払いします。

疾病手術医療保険金…所定の手術を受けた場合に、お支払いします。

疾病入院療養一時金…60日以上継続入院が必要と医師に診断された場合に、お支払いします。

※補償開始前の検診(入学前の健康診断等)で指摘された病気など、補償開始前に発病していた病気は補償の対象となりません。

他にも以下の補償がセットされています

●細菌性食中毒補償…全プランにセット

お子さまが摂取したのものにより細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を発病した場合に補償します。

※補償される項目については、こども総合保険の補償概要でご確認ください。

※各【補償範囲を拡大する特約】の保険金額は、補償される項目に記載の保険金額と同額となります。また、各プランの補償項目に「○」と記載されている場合は補償対象となります。

※各プランの保険金額、掛金(保険料)は、過去の実績等をもとに加入者10,000名以上の場合の団体割引を適用したものです。

入って安心!

いざという時に
安心です!

【ST1・ST6プランの場合】



保険金支払い事例.1

自転車で帰宅途中、人とぶつかり重傷を負わせてしまった。



【個人賠償責任補償】

お支払金額 7,240,000円

保険金支払い事例.2

自宅学習中に学校貸与端末を誤って落とし破損した。



【個人賠償責任補償】

お支払金額 38,500円

保険金支払い事例.3

扶養者である父親が、交通事故で死亡した。



【育英費用補償】

お支払金額 200万円

保険金支払い事例.4

風邪が悪化し、肺炎で10日間入院。



【病気の補償】

お支払金額

●疾病入院医療保険金※

50,000円 (5,000円×10日)

※医療費助成などによる、自己負担の有無に関わらず、お支払いの対象となります。

保険金支払い事例.5

インターネット上に悪口や個人情報を書き込まれた。弁護士に相談し、書き込み削除を委任した。



【トラブル被害対応補償】

お支払金額 200,000円

この悩み、
誰に相談したら...



ご加入すると

ご利用いただけるサービス

お悩みに応じた
窓口におつなぎします!



精神的に
つらく、話を聞いて欲しい

トラブルへの
対処法を知りたい

今の治療法の
セカンドオピニオンを
聞きたい

健康上の
不安を専門家に相談したい

どんな悩みも
まずは
こちらに!



みんなの
相談
ダイヤル

メンタルケア
カウンセリングサービス

弁護士相談サービス

セカンドオピニオン
アレンジサービス

ハロー健康相談24

※受付電話番号やご利用方法は後日送付する加入者証でご案内します。加入者証が届くまでは、03-3839-1687(サービス利用方法24時間テープ案内)にご連絡ください。

※ご相談内容などにより、ご要望に添えない場合があります。また、ご利用者の状況または相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。

※各サービスは、補償期間(保険期間)中、AIG損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。なお、予告なく変更・中止される場合があります。

※弁護士相談サービスは、ティーベック株式会社が提携する法律事務所がご提供します。なお、AIG損害保険株式会社の提供する保険に関するご相談等AIG損害保険株式会社と利益相反に該当する可能性のあるご相談は本サービスの対象外です。

B-230554



デジタル保険金請求

ケガによる入院・通院、病気による入院・手術、
持ち物の損害※は

オンラインで簡単請求

24時間365日 いつでも、どこでも受け付けます！

ご利用には条件がございます。ご利用条件とご利用方法は、後日送付する加入者証でご案内します。

※持ち物の損害は、「学校管理下動産補償」「携行品損害補償」を指します。また、持ち物の損害および、病気による入院・手術は該当する補償がセットされているプランの場合にご利用いただけます。



簡単支払特急便

ケガによる入院・通院、病気による入院・手術※で
10万円以下のご請求は

電話による事故報告のみ

受付時間 月～金曜日 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

B-250418

その他の保険金請求は…

スクール事故受付ダイヤル(24時間受付)

通話料無料

0120-300-399

ご加入いただく皆様へ

- 補償概要および重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」など)には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されていますので、事前に必ずご一読ください。特に、皆様にとって不利益な情報(「保険金をお支払いできない主な場合」など)が記載されている部分については、その内容をご確認ください。なお、この保障制度に関するお問い合わせは、取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。また、申込締切日後のお申込方法は、取扱代理店・扱者までお問い合わせください。

重要

補償概要および重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」など)は下記から必ずご確認ください。

補償概要

<https://www.aig.co.jp/sonpo/school/hosyo>



重要事項説明書

<https://www.aig.co.jp/sonpo/school/jusetsu>



補償概要および重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめします。また、約款はこちらからご確認ください。(https://www.aig.co.jp/sonpo/eyakkan/kodomo)
※書面による提供をご希望の場合には、取扱代理店・扱者までお問い合わせください。

SB-202401

- 以下の補償をご契約されているお客さまで、別の保険契約にてこれらと同種の補償をセットされている場合には、補償が重複する場合があります。補償が重複している場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご検討ください。なお、パンフレットに記載の各プラン(特約の組み合わせ)の内容を変更(一部の特約の追加・削除)してのご契約はできませんので、ご了承ください。
【個人賠償責任補償・携行品損害補償・育英費用補償 等】

- 次の職業に継続的に従事している生徒・学生の方で、ご加入を検討されている場合は、事前に取扱代理店・扱者まで必ずご連絡ください。
「自動車運転者」「建設作業員」「農林漁業作業員」「採鉱・採石作業員」「木・竹・草・つる製品製造作業員」

加入者証のご案内

当制度は団体契約のため、加入者証は最終加入者が確定後、加入依頼者の方宛にお届けします。加入者証到着までは加入依頼書のお客さま控(3枚目)が当契約の証となりますので、大切に保管してください。なお、加入者証到着以前でも補償開始日より補償は開始されています。

● 次の場合、ただちに取扱代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。

1. 補償期間(保険期間)中にこの保険の対象となる事故などにあわれた場合は、事故の日から30日以内にご連絡ください。その後の手続きについてご案内します。
2. 後日お届けする加入者証の記載内容に変更があった場合(住所変更・転校・転園など)は必ずご連絡ください。住所変更のご連絡をいただけない場合、重要なお知らせが届けられなくなることがあります。
3. 当制度は団体の構成員を対象としており、転校・転園などにより団体の構成員でなくなる場合は、脱退等の手続きが必要となるため必ずご連絡ください。

● 団体契約者： 横浜市PTA連絡協議会

契約者である団体は、加入依頼書に記載された個人情報をご契約の引受保険会社へ提供します。また、制度の運営・管理のため、被保険者が所属する学校などに提供する場合もあります。引受保険会社における個人情報の取扱いにつきましては、重要事項説明書にてご確認ください。

- 引受保険会社の損害保険募集人は保険契約の締結の代理権を有しています。
- 共同保険契約の場合には、「共同保険に関する特約」が自動的にセットされます。(共同保険の詳細につきましては取扱代理店・扱者にお問い合わせください。)

- このパンフレットは保障制度(保険)の概要をご説明したものです。詳細につきましては取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

制度に関するお問合せ先

取扱代理店・扱者

株式会社 ジーアンドケイ・アソシエイツ
「子ども総合保障制度」係

〒231-0023 横浜市中区山下町51-1 読売横浜ビル7F

TEL **0120-916-818**(通話料無料)

受付時間 9:00～17:00 土、日、祝日、年末年始を除く

E-mail : y-pta@gandk.co.jp

制度引受保険会社

AIG損害保険株式会社 学校契約センター
<https://www.aig.co.jp/sonpo>

〒930-0856 富山市牛島新町5-5 タワー111

TEL:076-443-8740

受付時間 9:00～17:00 土、日、祝日、年末年始を除く